

一般競争入札公告

沖縄県立浦添職業能力開発校が発注する電話設備賃貸借に関する契約について、一般競争入札（以下、「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和 8 年 8 月 5 日

沖縄県立浦添職業能力開発校長

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名：沖縄県立浦添職業能力開発校電話設備賃貸借契約
- (2) 契約内容：別紙仕様書のとおり
- (3) 契約期間：令和 8 年 10 月 1 日から令和 14 年 9 月 30 日まで（72 か月）
- (4) その他：本契約は「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」（平成 18 年沖縄県条例第 56 号）に基づく長期継続契約であり、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、本契約に係る歳入歳出予算において減額又は削除があった場合は、本契約を解除するものとする。また、これにより受注者に損害が生じた場合であっても、発注者はその賠償の責を負わない。

2 契約条項・入札説明書等を示す場所

- (1) 契約事務の担当組織：沖縄県立浦添職業能力開発校 総務班
〒901-2113 沖縄県浦添市字大平 531 番地
電話番号：098-878-5627
FAX 番号：098-876-4400
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
公告の日から令和 8 年 8 月 13 日（木）まで、沖縄県ホームページに掲載している PDF ファイルからダウンロードして取得すること。

3 入札参加資格の要件

この入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- (2) 入札参加資格確認申請書の提出期限日から本入札の日までの間において、沖縄県知事から指名停止処分又は指名除外措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続き開始の申し立て又は破産法(平成 16 年

法律第 75 号)に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者。

- (4) 沖縄県の競争入札参加資格者名簿に登録され、電気通信に関する営業品目又は業種の登録を受けている者であること。
- (5) 沖縄県内に本社（本店）、支社（支店・営業所等）を有する者であること。
- (6) 対象物件の故障等緊急時に迅速に対応できる者であること。
- (7) 過去 10 年間に、国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と同規模の電話設備賃貸借契約（保守含む。）の実績を 1 件以上有する者であること。（履行中の契約を実績とする場合は、契約締結後 1 年以上経過しているものに限る。）
- (8) 県税（事業税及び県民税）及び地方消費税に関し滞納がない者であること。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員と関係を有している者でないこと。
- (10) 加入義務のある社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険、）に加入し、保険料の滞納がないこと。
- (11) 雇用する労働者に対し、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）に規定する最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
- (12) 労働関係法令を遵守していること。

4 入札参加資格の確認申請

入札に参加を希望する者は、入札参加資格等を確認するために、次に掲げる書類を期限までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出書類一覧：

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 過去 10 年間に国や地方公共団体との契約実績を有することが確認できる書類（契約書の写し等）

ウ 応札明細書

エ 誓約書

(2) 提出期限：令和 8 年 8 月 13 日（木）午後 5 時（必着）

(3) 提出場所：沖縄県立浦添職業能力開発校 総務班

(4) 提出方法：郵送（簡易書留等）または持参とする。

(5) 結果通知：書面又は FAX 等により申請者へ通知する。

(6) 資格取り消し等：入札参加の資格を有する者が「3 入札参加資格の要件」に該当しなくなった場合においては、当該資格を取り消し、その旨を通知する。

5 入札執行の日時及び場所（紙入札）

- (1) 日時：令和 8 年 8 月 21 日（金）午後 2 時 0 0 分
- (2) 場所：沖縄県立浦添職業能力開発校 管理棟 1 階 多目的教室
- (3) 入札方法：入札当日に直接会場へ持参し、入札箱へ投函すること（紙入札）。郵送による入札は認めない。

6 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積る契約金額（長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に 12 を乗じて得た額）の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次の(2)ア又はイいずれかに該当するときは、入札保証金の納付を免除することができる。

(1) 入札保証金を納付する場合

ア 入札保証金を納付する者は、令和 8 年 8 月 13 日（木曜日）17 時までに、入札保証金納付書発行依頼書を前述「4(3)」に掲げる提出場所へ提出すること。

イ 入札保証金の額は、入札に参加しようとする者が見積る契約金額（消費税込み（長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に 12 を乗じて得た額（消費税込み）））の 100 分の 5 以上とする。

ウ 入札保証金は一括して納付することとし、その額は、再度入札の場合も想定して不足とならないようにすること。

エ 入札保証金の納付にあたっては、前述アにより沖縄県の発行する納付書を使用して金融機関で現金を納付し、領収書の写しを前述「5(1)」の日時までに提出すること。

(2) 入札保証金の免除を受ける場合

入札保証金の免除を受ける者は、令和 8 年 8 月 13 日（木曜日）17 時までに、入札保証金免除申請書及び免除要件に該当することを証明する書類（以下ア又はイいずれかの書類）を前述「4(3)」に掲げる提出場所へ提出すること。

ア 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。

イ 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 箇年の間に履行期限が到来した 2 以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書類を提出する場合。

(3) 入札保証金の還付

入札保証金は、原則として落札決定後に還付する。ただし、落札者の入札保証金は契約保証金に充当することができる。

(4) 入札保証金の不還付

落札者が落札決定の日から 7 日以内に契約を締結しないときは、その落札は無効と

し、入札保証金は沖縄県に帰属するものとする。

7 契約保証金

沖縄県財務規則第 101 条の定めるところにより、契約金額（長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に 12 を乗じて得た額）の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次の(1)又は(2)いずれかに該当するときは、契約保証金の納付を全部又は一部、免除することができる。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする保険契約を締結し、その証書を提出する場合。
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 箇年の間に履行期限が到来した 2 以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書類を提出する場合。

8 本案件に関する質問・回答

- (1) 質問書提出先及び問い合わせ

〒901-2113 沖縄県浦添市大平 531

沖縄県立浦添職業能力開発校 総務班

電話番号 098-878-5627 F A X : 098-876-4400

- (2) 提出期限 令和 8 年 8 月 10 日（月）午後 5 時
- (3) 提出方法 持参、郵送又は F A X による。（到着確認が可能な手段に限る）
- (4) 回答方法 沖縄県ホームページに掲載する。ただし、質問がない場合は掲載しない。
- (5) 回答日時 令和 8 年 8 月 12 日（水）（予定）